

「白河市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」申請手続きについて

1.対象世帯

- ・要介護認定又は要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者。
- ・市民税非課税世帯。
- ・同じ家屋又は同じ敷地に居住する配偶者及び一親等の親族が市民税非課税であること。
- ・本事業を一度も利用されていない世帯

2.助成額

住宅改修に要した費用の100分の90に相当する額を助成（上限15万円）

3.住宅改修種類

- ・手摺の取付け
- ・段差の解消
- ・滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への取替え

4.手続きの流れ

事業の申請（提出書類）



- 1.高齢者のやさしい住まいづくり助成事業申請書
- 2.工事見積書
- 3.改修前の施行箇所の写真
- 4.住宅改修が必要な理由書
- 5.申請者が当該住宅の所有者でない場合は住宅所有者の承諾書
- 6.高齢者にやさしい住まいづくり助成金の受領に関する委任状

認定

認定者に通知



工事開始

※認定通知が届いてから工事を着工



工事完了

（提出書類）



- 1.高齢者にやさしい
- 2.住まいづくり事業完了報告書
- 3.住宅改修に要した費用の領収書
- 4.工事費内訳書
- 5.改修後の施行箇所の写真



施工箇所確認

当該住宅改修箇所の確認



助成金の交付

事務担当：高齢福祉課高齢者支援係
電話 0248-28-5519（直通）